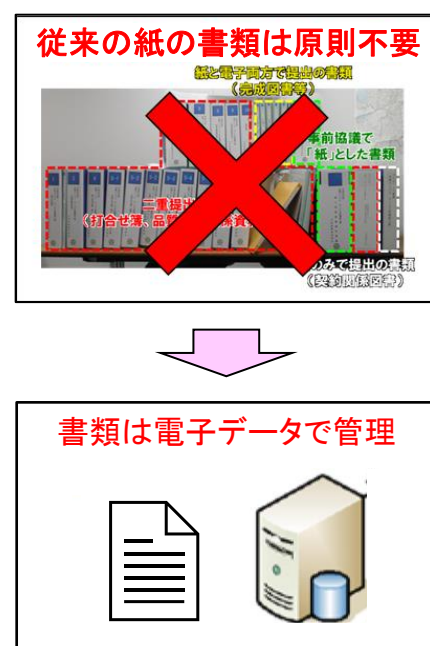
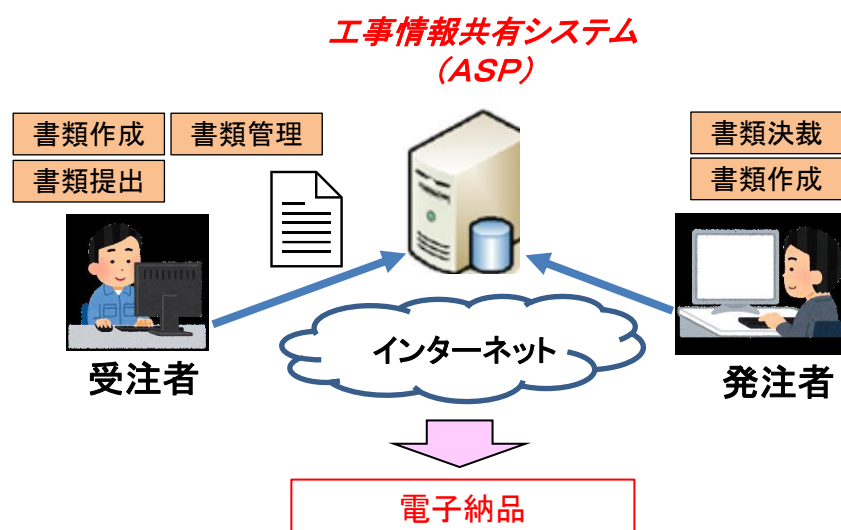


工事書類の削減・簡素化について

1. 書類は原則電子化

- ・ 工事情報共有システム（ASP）を活用し書類は電子データで管理。
- ・ 積極的な工事情報共有システムの活用に努める。

- ・ 工事情報共有システム（ASP）は、書類の作成や受発注者間のやりとりをWEBを通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- ・ 「工事書類の処理の迅速化」「日程調整の効率化」「紙資料の削減」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- ・ ASPを活用した工事では、電子データで管理を行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと。
- ・ 監督員経由で発注者（契約主管課）へ提出する契約関係書類等（現場代理人等通知書、請求書など）は紙の原本提出



2. コリンズ(CORINS)登録は書類不要

登録の確認にあたり書類の作成は不要

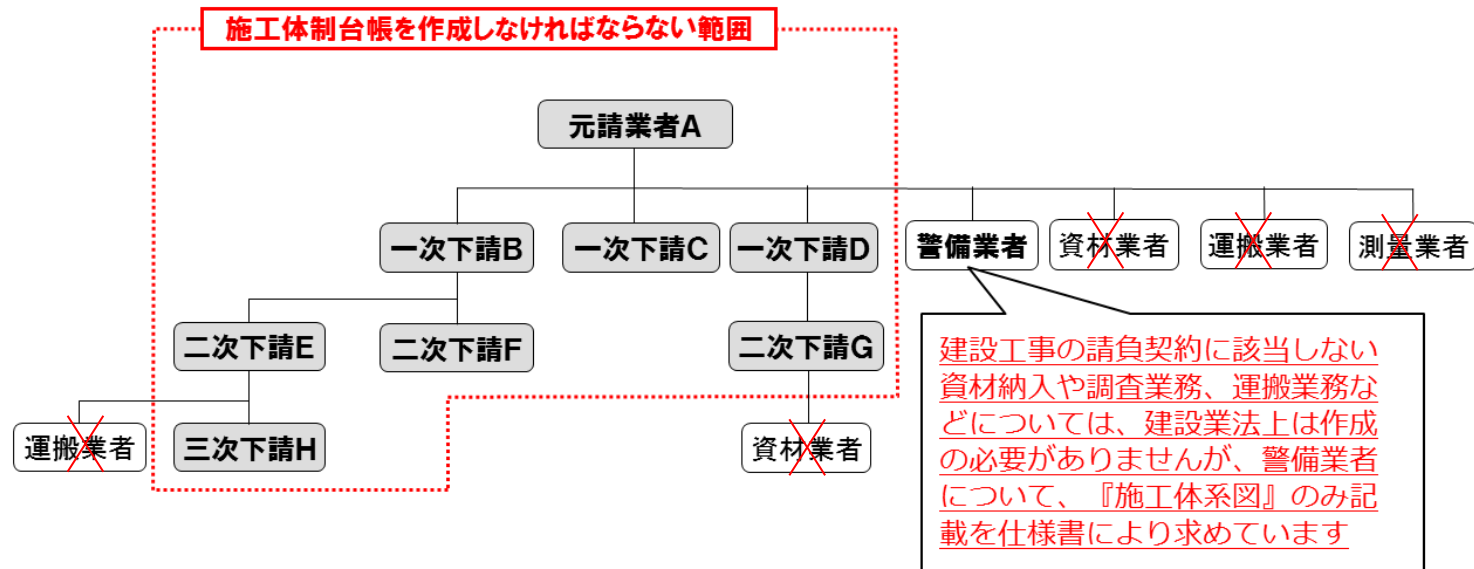
- ・ 登録の確認依頼は、コリンズのシステムからの監督員へのメール送信のみ。
別途、紙の確認資料の提出は不要。
- ・ 監督員はメール送信された登録内容を確認の上、「本件の登録を認める」こと記載し、受注者にメール返信すれば良い。
※署名、押印は不要であり、紙資料の打ち出し不要
- ・ 竣工時は、工事完了後、「休日」を除き 10 日以内に登録すれば良い。

工事書類の削減・簡素化について

3. 施工体制台帳①

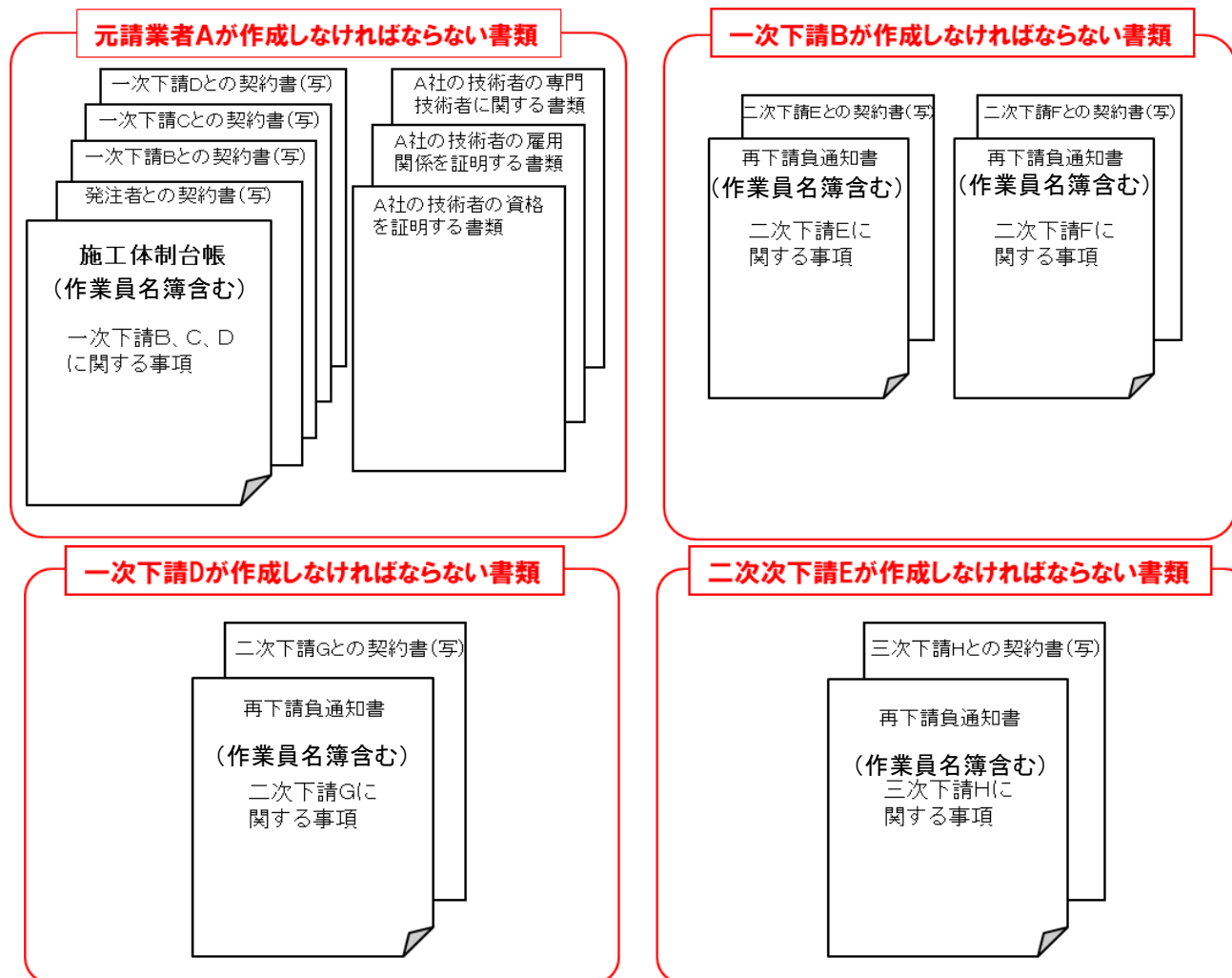
○ 施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限とする。

＜施工体制台帳の作成範囲＞ ※令和6年6月1日以降起工（決定日）工事より適用



＜施工体制台帳の構成＞

※建設業法施行規則改正（令和2年10月1日施行）により、「作業員名簿」が施工体制台帳の一部となった



工事書類の削減・簡素化について

3. 施工体制台帳①

【 施工体制台帳に添付を**必要**とする書類（写し） 】

※ 建設業法施行規則 第14条の2第2項

- 発注者との契約書
- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し
（注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し）
- 元請負人の配置技術者が主任（監理）技術者資格を有することを証する書面
（監理技術者は、監理技術者資格者証の写しに限る）
- 監理技術者補佐を置いた場合は、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- 専門技術者を置いた場合は、資格を有することを証する書面
（国家資格等の技術検定合格証明書等の写し）
- 元請の主任（監理）技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し
（健康保険証等の写し）

【 施工体制台帳に添付が**不要**な書類の事例 】

※ 「作成が**不要な書類**」ではないため受注者で適切に保管
※ 監督員の請求があった場合に**提示**できる体制をとる

- 建設業許可や警備業認定証の写し
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- 監理技術者などの技術者届の写し
- 見積依頼書の添付図面
- 技術者配置要件**以外**の資格や実務経歴の写し
- 外国人就労者関係の書類（外国人建設就労者等建設現場入場届出書等）

工事書類の削減・簡素化について

3. 施工体制台帳②

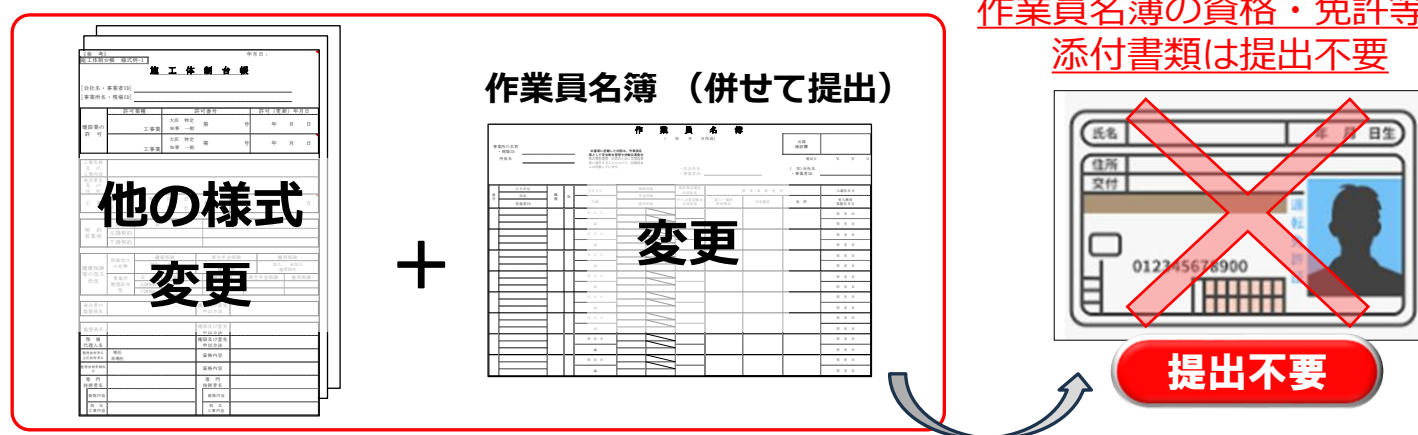
- 「作業員名簿」の変更は、施工体制台帳等、他様式の変更に併せて提出すれば良い。(※)
- 「作業員名簿」の添付書類（資格・免許等）は提出不要。

- 他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完了時に提出すれば良い。

※提出をしなくて良いということではない。

「作業員名簿」の変更は、都度、提出する必要はなく、他の様式の変更のタイミングに併せて提出すれば良い

作業員名簿の資格・免許等の添付書類は提出不要



3. 施工体制台帳③

- 「施工体制台帳」、「再下請負通知書」、「施工体系図」、「作業員名簿」（以下、「各様式」）は、建設業法で定められている様式はない。
- 「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」に掲載しているものは、様式の一例であり、(一社)全国建設業協会等が定めた各様式も使用可能。

- 受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都都市整備局）

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/itakuukeoi.htm>

工事書類の削減・簡素化について

4. 産業廃棄物管理表(マニフェスト)

マニフェストは監督員への提示のみ、コピーの提出は不要

- 契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要。
- 契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督員が集計表を確認。
- マニフェストは監督員が必要に応じてコピーをすること。
- 検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。

5. 安全教育・訓練等の実施状況資料

安全教育・訓練等の実施状況資料は提出不要

- 安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、受注者が整備・保管するが、監督員の請求があった場合には提示するものとし、提出は不要。

6. 材料検査

材料搬入予定調書は提出不要。

材料検査の立会いは遠隔臨場の活用も可能。

電線共同溝の特殊部等は、全数検査ではなく代表的な製品の抜き取り方式を基本とする。

JISマーク表示品は、マークと認証番号がわかる写真のみ、書類の提出及び立会いは不要。

- 施工計画書に当該工事に使用する材料の品名、形状寸法、数量、品質検査の方法、搬入時期等を記載することとし、材料搬入予定調書は提出不要。
- 同一工事において、同一工場で製造された同一品目の材料で、かつ出来形等で数量確認が可能なもの（例：電線共同溝の特殊部等）であれば、2回目以降の立会いは省略可能。
- JIS等規格品のうち認証マーク表示品の場合は、材料検査を写真等の提示により代えることが可能。

JISマークと
認証番号が
わかるよう
に撮影

